資料５

長野市第三次住宅マスタープラン　骨子概要案（イメージ）

【計画概要】◆市が住まい、住生活、住環境に関わる施策を展開する上での基本計画（住生活基本法に基づく）
◆計画期間：平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 年間
◆上位計画となる「第五次長野市総合計画」や個別計画、「住生活基本計画（全国計画）」、「長野県住生活基本計画」などとの整合を図る

【基本理念（案）】　幸せ実感都市『ながの』の実現をめざした　住まい・住生活・住環境の充実
安全・安心とやさしさのある住まい　⇒　・安心して暮らせる住まい　・住まいの安定的な確保
活力あふれ地域とのつながりをもった住生活　⇒　・地域コミュニティの活性化　・移住定住
自然豊かで環境に配慮した快適な住環境　⇒　・長く住み続けられる住まい　・景観に配慮した住まい　・空き家対策

長野市の住まい･住生活･住環境の現状と課題（抜粋）

住生活（くらし）の視点

1.安心して子育てできる住まい・住環境づくり
①希望する住まいを選択・確保しやすい環境の整備、適切な居住水準の確保など、子育てしやすい住まい・住環境づくりを進める必要がある。

2．高齢期になっても安心して住み続けられる住まい・住環境づくり
①高齢単身者や要支援・要介護者が、住み慣れた自宅で暮らし続けることができるように、暮らしやすく、介護しやすいなど、居住ニーズに柔軟に対応できる住まいの性能や質を向上させる必要がある。
②民間借家における高齢化対応、安心した生活がおくれる高齢者向け住宅の供給や住み替え支援など、住み慣れた地域で暮らし続けられるような住まいづくりを進める必要がある。
③介護・医療サービスや生活支援サービスを、適切に利用できる住環境づくりを進める必要がある。

3．誰もが安心して暮らせる住まい・住環境づくり
①住まいの安定的な確保に関する取り組みを進め、住宅の確保に特に配慮を必要とする世帯が、適切な住まいを確保できる環境づくりを進める必要がある。
②ライフステージの変化に伴う住み替えが安心してできるような､暮らしやすい住まい･住環境づくりを進める必要がある。
③大規模災害発生時には、応急仮設住宅の建設など、被災規模に応じて速やかに住まいを確保できる体制づくりが必要である。

住まいの視点

4．公営住宅の適正な供給と更新
①“公営住宅による支援が必要となる世帯数の推計”をあらためて行い、住宅セーフティーネットの根幹として、適正な供給と更新を行う必要がある。
②市営住宅等の的確な整備計画をまとめ、老朽化した住棟の建替えや長寿命化のための改善事業、設備・機能の充実などを行い、入居者が安心して快適に暮らすことができるようにする必要がある。

5．住まいの質の更なる向上
①住まいの耐震化や長寿命化を含め、多様化する市民の居住ニーズに応じた「質」の高い住まいづくりを進める必要がある。

6．低炭素・循環型社会への対応
①太陽光発電などの自然エネルギーの活用や省エネ住宅に対する関心は高まっており､環境にやさしい良質な住まいづくりに向けた取り組みを進める必要がある。
②住宅改修や解体などの際は、建築廃棄物の発生の抑制やリサイクルを促進させる必要がある。

7．分譲マンションの適正管理
①今後、建物の老朽化や居住者の高齢化により、様々な課題が顕在化してくる可能性があり、さらなる実態把握や良好な維持管理に向けた取り組みが必要となる。

8．空き家の利活用と発生抑制
①空き家の増加は、周囲の住環境に悪影響を及ぼす恐れがあり、住まいの適正管理と空き家の増加を抑制する必要がある。
②市民が、既存住宅の維持管理やリフォームなどを安心して行える環境の整備、中古住宅の流通を活性化させる取り組みを進める必要がある。

住環境（まち）の視点

9．多様な地域における暮らしの維持・保全と魅力向上
①市街地や中山間地域等の特性を活かしながら地域の魅力を高めるとともに、市民主体のまちづくりなどの取り組みとも連携しながら、暮らしやすい住環境を整備する必要がある。
②高齢者や子育て世帯の孤立予防などに対応していくためには、地域における「支え合い」「助け合い」などの共助の醸成につながる住環境づくりを進める必要がある。
③人口減少や少子高齢化の進行は、地域社会の活力に影響を生ずる懸念があるため、定住人口の増加に向けた取り組みをさらに強化する必要がある。

基本目標（案）と主な施策展開（案）

（　）は主な課題と関連性

目標１　誰もが安心して暮らせる住まい・住環境づくり

【主な施策展開】
1. 安心して子育てできる住まい・住環境の実現（1-①）
2. 高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるための住まい・住環境の実現（2-①、2-②、2-③）
3. ライフステージの変化に応じた住替え支援（3-②）
4. 誰もが利用しやすい相談体制の充実や総合的な住宅情報の提供（全般）

目標２　住宅セーフティネットの充実による居住の安定確保

【主な施策展開】
1. 適正な公営住宅の供給と更新（4-①、4-②）
2. 民間賃貸住宅を活用した住まいの安定確保（3-①）
3. 被災時の速やかな住まいの確保（3-③）
4. 入居支援と入居者の暮らしを支える居住支援の連携（2-③、3-①）

目標３　快適で良質な住まい・住環境づくり

【主な施策展開】
1. 災害にも強い良質な住宅ストックの形成（5-①）
2. 環境にやさしく健康に寄与する住まいと住環境の実現（6-①、6-②）
3. 分譲マンションの適正管理の促進（7-①）
4. 住まいの適正な維持管理と空き家の発生抑制（8-①）
5. 快適・最適・安心なリフォームや中古住宅の流通促進（8-②）

目標４　地域の魅力を活かした市民主体のまちづくり

【主な施策展開】
1. 便利で暮らしやすいまちなか居住の促進（9-①）
2. 空き家の利活用や除却後の跡地の有効活用への支援（8-①）
3. 市民主体のまちづくりの更なる促進（9-①）
4. 美しい景観など住環境の維持保全（9-①）
5. 暮らしやすさに寄与する地域コミュニティの活性化（9-②）
6. 中山間地域など更なる地域の魅力向上と移住・定住につながる住環境づくり（9-③）